

令和2年 7月 吉日

保護者の皆様へ

ゆたか保育園
園長 島田 洋子

令和元年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、伊勢崎市から本園に給付された1人当たりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、利用者負担（保育料）を納めていただく請求書ではありません。

令和元年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担（保育料）を減じた額」となります。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

ゆたか保育園

令和元年度公定価格（一人あたり）

		満3歳児	3歳児	4歳以上児
教育標準時間認定	4月	224,660円	224,660円	208,290円
	5月	125,870円	125,870円	109,500円
	6月	125,870円	125,870円	109,500円
	7月	120,030円	120,030円	103,660円
	8月	119,140円	119,140円	102,770円
	9月	119,140円	119,140円	102,770円
	10月	181,410円	131,850円	115,460円
	11月	181,410円	131,850円	115,460円
	12月	180,720円	131,160円	114,770円
	1月	180,490円	130,930円	114,540円
	2月	180,270円	130,710円	114,320円
	3月	185,190円	135,630円	119,240円

※「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」
 第13条第4項第3号による副食費徴収免除対象となっていない方については、10月以降の
 施設での副食提供(予定)日数×225円を乗じた額を、上記公定価格から減じた額となります。

ゆたか保育園

令和元年度公定価格（一人あたり）

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
保育標準時間認定	4月	198,260円	117,270円	65,140円	49,260円
	5月	198,170円	117,180円	65,050円	49,170円
	6月	198,080円	117,090円	64,960円	49,080円
	7月	197,910円	116,920円	64,790円	48,910円
	8月	197,860円	116,870円	64,740円	48,860円
	9月	197,910円	116,920円	64,790円	48,910円
	10月	198,160円	117,070円	64,880円	48,980円
	11月	198,110円	117,020円	64,830円	48,930円
	12月	198,160円	117,070円	64,880円	48,980円
	1月	198,070円	116,980円	64,790円	48,890円
	2月	198,070円	116,980円	64,790円	48,890円
	3月	199,490円	118,400円	66,210円	50,310円
保育短時間認定	4月	193,630円	112,640円	60,510円	44,630円
	5月	193,540円	112,550円	60,420円	44,540円
	6月	193,450円	112,460円	60,330円	44,450円
	7月	193,280円	112,290円	60,160円	44,280円
	8月	193,230円	112,240円	60,110円	44,230円
	9月	193,280円	112,290円	60,160円	44,280円
	10月	193,530円	112,440円	60,250円	44,350円
	11月	193,480円	112,390円	60,200円	44,300円
	12月	193,530円	112,440円	60,250円	44,350円
	1月	193,440円	112,350円	60,160円	44,260円
	2月	193,440円	112,350円	60,160円	44,260円
	3月	194,860円	113,770円	61,580円	45,680円

※「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」
第13条第4項第3号による副食費徴収免除対象となっていない方については、4,500円を
10月以降の上記公定価格から減じた額となります。